

社会保険

ひょうご

2014

7

July

発行／一般財団法人兵庫県社会保険協会 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL(078)393-0211

*当協会は、会費で運営されています。国等からの補助金等は一切受けておりません。

特集

- 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
- 標準報酬月額「随時改定」
- 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？
- 協会けんぽの申請書・届出書の様式が平成26年7月から新しくなりました
- 「社会保険実務講習会」参加者募集中！
- 社会保険ポウリング大会参加者募集中！
- 社会保険実務図書のご案内



(姫路市ゆかた祭り)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」をみなさんに回覧しましょう

(一財)兵庫県社会保険協会
のホームページ

→ <http://www.hyougo-shahokyo.or.jp/>



「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？

未提出の
事業所は至急
届け出を

健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者一人ひとりに対して、4・5・6月の3か月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届け出することになっています。

年金事務所では、この届け出に基づいて被保険者の標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とします。

「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものです。届け出が遅れたり、記入を誤ったりすると標準報酬月額の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響を及ぼします。

届け出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検し、6月に年金事務所から送付されている「算定基礎届総括表」および「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」にも必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。

「算定基礎届」の届け出は7月10日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、至急管轄の事務センターまたは年金事務所へ届け出ましょう。



標準報酬月額「随時改定」

ベースアップなどがあったときは、「月額変更届」を提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者一人ひとりの標準報酬月額は、事業主からの届け出に基づいて決定されます。保険料額や保険給付額の計算の基礎となる重要なものですから、報酬月額は正しく届け出されることが必要です。

毎年4月、5月には一般的に事業所において昇給が行われることが多く、この定期昇給などにより被保険者が受ける報酬に変動が生じたときは、その3ヵ月後に標準報酬月額の「随時改定」に該当するかどうかを被保険者一人ひとりについて確認する必要があります。

随時改定とは

被保険者の標準報酬月額は、被保険者資格を取得したとき、および毎年7月に提出する「算定基礎届」（＝定時決定）によって決定されます。

しかし、これだけでは昇給や降給などで報酬が変動した場合、すでに決定されている標準報酬月額と現実に受ける報酬の実態がかけ離れてしまうことになります。

そこで、昇降給のあった月以降、連続する3ヵ月間の報酬をもとにして計算し、4ヵ月目から標準報酬月額を改定することになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、このとき提出する届書が「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」です。

随時改定の要件

随時改定は、次の2つの要件に両方該当するときに行われます。

- ① 昇給または降給などにより、固定的賃金に変動があった。
- ② 固定的賃金の変動月以降、連続する3ヵ月（3ヵ月とも算定基礎日数が17日以上であることが必要）に受けた報酬の平均月額に基づく標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額を比較して2等級以上の差が生じた。

なお、固定的賃金の変動だけで2等級以上の差がなくても、残業手当等の非固定的賃金を含めた報酬で2等級以上の差がある場合は、この要件に当てはまるものとして取り扱われます。

固定的賃金の変動

固定的賃金とは、基本給、家族手当、役職給、住宅手当などのように支給額や支給率が決まっているものをいい、その変動とは次のような場合です。

- ① 昇給、降給
- ② 給与体系の変更（日給から月給への変更など）
- ③ 日給や時間給などの基礎単価の変更
- ④ 請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤ 住宅手当、役職手当などの固定的な手当の追加、または支給額の変更

詳しくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除制度をご存じですか？

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

全額免除制度

保険料の全額（月額15,250円）が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

●全額免除となる所得のめやす

前年所得が（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円の計算式で計算した金額の範囲内であること

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

〈特例免除〉

特例免除は退職（失業）された方の所得を除外して審査をします。

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。手続きには、雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要となります。

一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除は3種類です。納付額と年金額は以下のとおりです。

- ・3/4免除（3,810円を納付） → 年金額は5/8
- ・半額免除（7,630円を納付） → 年金額は6/8
- ・1/4免除（11,440円を納付） → 年金額は7/8

●一部免除となる所得のめやす

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ・3/4免除 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額免除 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・1/4免除 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

〈ご注意ください!!〉

一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じとなるため、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

若年者納付猶予制度

保険料の全額（月額15,250円）が猶予されます。

若年者納付猶予制度とは、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20歳台）の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、世帯主の所得により全額免除に該当しない20歳台の方が申請できる制度です。

ただし、若年者納付猶予制度を受けた期間は、追納しない限り将来受ける年金額に反映されません。（受給資格期間には算入されます。）

●若年者納付猶予となる所得のめやす

所得基準の計算方法は全額免除制度の場合と同じですが、世帯主の所得は審査から除かれます。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

申請は…

お住まいの市（区）町役場の国民年金担当窓口へご提出ください。平成26年度（平成26年7月～平成27年6月）の申請は平成26年7月から受付を開始しております。

申請可能期間が拡大されました

これまで、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月まででした。平成26年4月からは、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、さかのぼって免除が申請できるようになりました。特例免除、学生納付特例の対象期間も拡大されました。

ただし、免除等の申請が遅れると万一の場合に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがあります。申請はすみやかにお願いします。

保険料の追納について

保険料の全額免除や一部納付の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。（若年者納付猶予制度については、年金額に反映されません。）

そこで、これらの期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができるようになっていました。（保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。）

詳しくは最寄りの年金事務所・市（区）町担当窓口までお問い合わせください。

協会けんぽの申請書・届出書

平成26年
7月
から

様式が 新しくなりました

協会けんぽでは、加入者・事業主のみなさまにご記入いただく申請書・届出書を「見やすく」「わかりやすく」「記入しやすく」するため、平成26年7月から様式が新しくなりました。

新様式はホームページからダウンロードできます

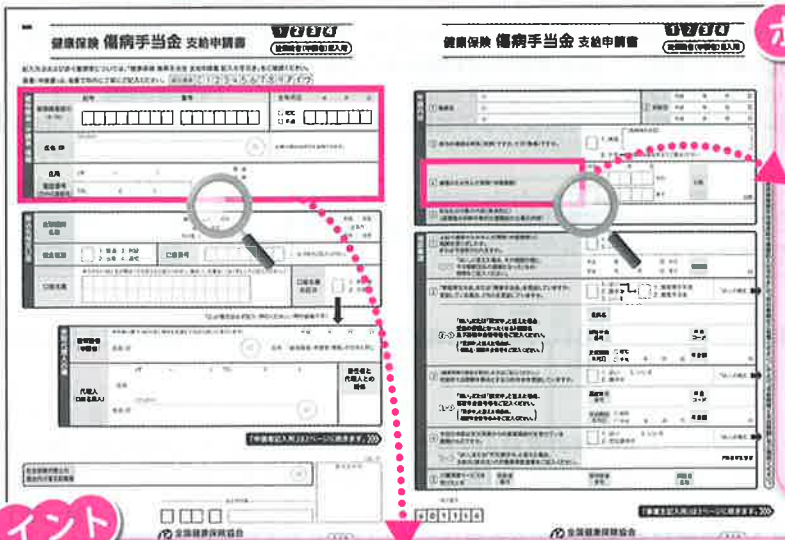
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/>

協会けんぽ兵庫支部

検索



申請書



ポイント

文字を見やすくしました

多くの方が読みやすいようにデザインされた書体を採用しています。

旧様式

療養のため休んだ期間
(申請期間)

新様式

4 療養のため休んだ期間(申請期間)

ポイント

レイアウトを工夫しました 記入欄を見やすく大きく整理し、記入漏れが少なくなるよう工夫しました。

旧様式

新様式

記入例



ポイント

「記入の手引き」をご用意しました
申請に必要な添付書類や、支給要件などを説明した「記入の手引き」をご用意しました。

ポイント

記入例を見やすくしました
記入漏れや記入誤りを防ぐため、ポイントをしぼり、特にご注意ください点を目立たせました。

① 記号・番号は、被保険者証に記載されています。

注) 申請書・記入例はイメージです。

新しい様式になる主な申請書・届出書

健康保険給付

- 健康保険限度額適用認定申請書
- 健康保険高額療養費支給申請書
- 健康保険傷病手当金支給申請書
- 健康保険療養費支給申請書(治療用装具)
- 健康保険療養費支給申請書(立替払等)
- 健康保険出産手当金支給申請書

健康保険出産育児一時金支給申請書

- 健康保険出産育児一時金
- 内払金支払依頼書・差額申請書
- 健康保険埋葬料(費)支給申請書

保険証再交付等

- 健康保険被保険者証再交付申請書
- 健康保険高齢受給者証再交付申請書

任意継続

- 任意継続被保険者資格取得届出書
- 任意継続被保険者資格喪失届出書
- 任意継続被扶養者(異動)届
- 任意継続被扶養者変更(訂正)届

健診

- 特定健康診査受診券申請書

様式変更の Q & A

Q

従来の様式は使えなくなりますか？

A

従来の様式もご使用いただけます。一方で、少しでもスムーズに手続きができるよう、新様式への切り替えにご協力をお願いいたします。

Q

いつから新様式で申請できますか？

A

協会けんぽ窓口等に置いている申請書やホームページからダウンロードできる申請書は、平成26年7月に新様式へ切り替えますので、それからすぐにご使用いただけます。

Q

新様式はどこで入手できますか？

A

最寄りの協会けんぽ窓口や、ホームページから入手できます。また、全国のセブンイレブンの「ネットプリント」(有料)でも入手できます。

お手続きはすべて郵送でおこなうことができます

● 申請書・届出書の郵送先・連絡先

全国健康保険協会 兵庫支部 業務グループ

〒651-8512 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階 TEL 078-252-8703

協会だより

「社会保険実務講習会」 参加者募集中!

「社会保険実務講習会」にご参加を!

9月の社会保険実務講習会は療養の給付、傷病手当金、出産手当金等の健康保険給付全般となっています。
 なお、7月より協会けんぽの申請書・届出書の様式が新しくなりましたので、新様式を見本として配付させていただきます。
 また、冒頭で日本年金機構より「平成26年度 年金改正法」についてお知らせがあります。
 下記の要領で実施いたしますのでぜひご参加ください。

- 参加費 無 料
- 応募締切 8月8日(金) 必着
- 募集方法 受講希望の方は、締め切り日までに申込書(コピー可)に必要な事項をご記入いただき、下記宛先までお申込みください。
 後日、「参加証」を送付いたしますので、必ず返信用封筒に宛先ご記入の上、82円切手を貼って同封してください。
 【会費納入がない事業所の参加については一名につき3,000円(実費程度)の参加費が必要となります。】
 【受講申込時に協会費の納入を希望され納入された場合、参加費は不要です。
 講習会参加申込書の協会費納入希望欄*に○印をご記入ください。】

実務講習会スケジュール

| 会場番号 | 会場・住所・TEL | 開催日 | 開催時間 | 講師 | 内容 |
|------|--|----------|----------------------------|----------------------|---------------|
| 1 | 兵庫県中央労働センター 大ホール 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 078-341-2271 | 9月8日(月) | 13:30~16:30 (受付は15分前から) | 社会保険労務士 西本 恭子 先生 | ・健康保険給付 全般 |
| 2 | 加古川市立勤労会館 301会議室 加古川市野口町良野1739 079-423-1535 | 9月10日(水) | 13:30~16:30 (受付は15分前から) | 社会保険労務士 宮田 純子 先生 | |
| 3 | 豊岡市民会館 講座室 豊岡市立野町20-34 0796-23-0255 | 9月11日(木) | 13:30~16:30 (受付は15分前から) | 社会保険労務士 宇谷 清 先生 | |
| 4 | 西宮市民会館 大会議室 西宮市六湛寺町10-11 0798-33-3111 | 9月19日(金) | 13:30~16:30 (受付は15分前から) | 社会保険労務士 永田 章一 先生 | |
| 5 | 姫路市自治福祉会館 大会議室 姫路市安田3-1 079-288-0130 会場変更! | 9月25日(木) | 13:30~16:30 (受付は15分前から) | 社会保険労務士 清水 賀奈子 先生 | |

※専用駐車場(無料駐車場)を完備していない会場、駐車台数に制限がある会場等がありますのでご来場の際は、公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

申込・
問い合わせ先

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26

一般財団法人兵庫県社会保険協会 講習会係

電話 078-393-0211



講習会参加申込書 (2名まで参加可)

| | | | |
|-----------------|------------------------|---|----------------|
| (ふりがな) 参加者氏名 | ① | ② | 連絡先電話番号 |
| | | | 事業所整理記号 |
| 事業所名 | | | 平成26年度協会費納入年月日 |
| 所在地 | | | 年 月 日 |
| 参加会場 | 1・2・3・4・5 希望会場番号に○印 | | *協会費 |
| | | | 納入希望 |
| | | | テキスト |
| | | | 要・不要 |

※上記情報は、申込・受付・発送事務以外には使用いたしません。

テキストは5月・7月に実施の実務講習会と同じものを使用しますので、お持ちの方はテキスト不要に○をし、当日テキストを持参してください。

社会保険ボウリング大会参加者募集中!

社会保険ボウリング大会開催について

今回の募集は3支部で、被保険者の皆様の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図ることを目的として、恒例のボウリング大会を下記のとおり開催いたしますので、奮ってご参加ください。



明石支部

明石年金事務所管内の事業所……定員12チーム(36名)1事業所2チームを限度
 兵庫県社会保険協会明石支部主催 第22回社会保険ボウリング大会
 ◇日時 平成26年10月3日(金) 集合 午後6時30分 開始 午後7時00分
 ◇場所 スーパーボウル二見【明石市二見町】 電話 078-944-2111
 ◇参加金 1チーム4,500円(3ゲーム)

須磨支部

須磨年金事務所管内の事業所……定員30チーム(90名)1事業所3チームを限度
 兵庫県社会保険協会須磨支部主催 第52回社会保険ボウリング大会
 ◇日時 平成26年10月10日(金) 集合 午後6時00分 開始 午後6時30分
 ◇場所 フェニックスボウル【神戸市長田区菅原通】 電話 078-511-5678
 ◇参加金 1チーム4,950円(3ゲーム)

加古川支部

加古川年金事務所管内の事業所……定員20チーム(60名)
 兵庫県社会保険協会加古川支部主催 第23回社会保険ボウリング大会
 ◇日時 平成26年10月24日(金) 集合 午後6時00分 開始 午後6時30分
 ◇場所 ニッケパークボウル【加古川市加古川町寺家町】 電話079-427-8900
 ◇参加金 1チーム2,100円(2ゲーム)

下記の競技方法、表彰、留意事項については3支部共通の要領となっています。

●競技方法

- 1チーム3名で編成し、1人2～3ゲームの投球を行いトータルスコアの合計点で団体戦の順位を決定する。また、この時に個人戦の得点も兼ねる。
- ハンデは、女子1ゲームにつき20点とする。
- 大会当日3名そろわなかったチームは、個人戦のみの参加とする。

●表彰【参加チーム・参加人数により変更することがあります】

- 団体の部 優勝、準優勝、第3位、BB賞
- 個人の部 優勝、準優勝、第3位、飛び賞、BB賞
- 参加者全員に参加賞

●留意事項

- 申込みは、右記の様式で平成26年8月29日(金)までに〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26 (一財)兵庫県社会保険協会事業係宛 **参加金(ゲーム代相当)と一緒に現金書留で送付**してください。
- 受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 直前で参加を取り消された場合は、参加金をお返しできない場合があります。
- 貸し靴は自己負担でお願いします。

第 回社会保険ボウリング大会申込書

| チーム | 事業所整理記号 及び 被保険者番号 | (ふりがな) 被保険者氏名 | 被保険者 資格取得 年月日 | 性別 | 備考 |
|-----|-------------------------|------------------|---------------------|----|----|
| A | | | S H . . | 男 | |
| | | | S H . . | 女 | |
| | | | S H . . | 男 | |
| | | | S H . . | 女 | |
| B | | | S H . . | 男 | |
| | | | S H . . | 女 | |
| | | | S H . . | 男 | |
| | | | S H . . | 女 | |
| C | | | S H . . | 男 | |
| | | | S H . . | 女 | |
| | | | S H . . | 男 | |
| | | | S H . . | 女 | |

上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

兵庫県社会保険協会 支部長 様

平成26年度協会費

納入年月日 年 月 日

事業所所在地 〒 -

事業所名称 (印)

申込責任者氏名

電話番号

★原則、上記申込書記載順の投球順となります。

社会保険実務図書のご案内

平成
26年
度版

社会保険のてびき

A5判 551頁 /
定価2,160円(本体2,000円+税)

- ◆健康保険・厚生年金保険を中心に社会保険のしくみと給付を詳しく、初心者でもわかるように解説した入門書です。
- ◆健康保険の給付と年金給付(老齢給付・障害給付・遺族給付)をていねいに解説しました。

- 特別割引価格 1,944円(税込)
- 送料特別価格 378円(税込)

※必要事項をご記入のうえ、9月30日までに
兵庫県社会保険協会までファックスにてお申し込みください。

FAX 078-393-0411

※図書は請求書、振込用紙を同封して送付いたしますので、代金のお支払いは振込みでお願いいたします。
※9月30日を過ぎての申込は定価販売、送料実費(432円)となりますのでご注意ください。



社会保険のてびき 申込書 <コピー可>

| | | | |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 申込日 | 平成26年 月 日 | 協会費納入年月日 | 平成26年 月 日 |
| 事業所名称 | ご担当者 | | |
| 事業所所在地 | 〒 - - | | |
| 電話番号 | - - | 申込部数 | 部 |

※この申込書にご記入いただきました個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

協会受付 No. _____

今にゆとり

掛金は
全額所得控除で
税金がおトク。

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

老後にゆとり

基本は終身年金。
だから生涯
お受け取り。

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

自営業・フリーランスの味方です。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

兵庫県国民年金基金

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。*日本国内に住所を有する方に限ります。



わたしも、
国民年金基金
です。
優香

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!



0120-65-4192

[月~金] 9:00~17:30

●詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。

兵庫県国民年金基金

検索